

2020年 8月31日

立憲民主党

枝野 幸男 様

日本退職者連合

会長 人見 一夫



### 2020年度政策・制度要求にかかる要請について

謹啓 日夜、国政にご精励のこと心から敬意を表します。

表題につきまして、弊退職者連合は第24回定期総会で、政府に対する「2020年度政策・制度要求」ならびに「低所得高齢単身女性問題に関する政策・制度要求」を別添のとおりとりまとめました。

つきましては、貴党におかれまして実現のため格段のご尽力賜りますようお願い申し上げます。

敬白

# 2020年度政策・制度要求

## 1. 社会保障の持続性確保と機能強化

### (1) 「人間の安全保障」が完備された社会の実現

社会の安全と安心、一人ひとりの尊厳を基盤に、誰もが必要なときに必要な支援を受けることのできる社会、「人間の安全保障」が完備した社会を作ること。

### (2) 関係者の合意を重視した機能強化のための改革

社会保障の機能強化のために、関係者とりわけ被保険者・受給者の意見反映と合意を重視して改革を進めること。

## 2. 正しい理解を深める社会保障教育の推進

「社会保障教育推進に関する検討会」報告をもとに、厚生労働省と文部科学省が連携して正しい社会保障理解を進める教育を体系的に推進すること。

## 3. 雇用改善・子ども子育て支援

### (1) 社会保障の基盤である良質な雇用の安定・拡大を図るとともに、公正労働条件を確保すること。喫緊の課題である就職氷河期世代の雇用問題を早期に解決すること。

①多様な雇用・就業形態を貫く均等待遇原則、長時間労働是正を実現するため、法令を整備し効果的に執行すること。

②偽装請負契約・ギグ労働、フリーランス等の「雇用類似の働き方」の実態を調査し、全ての就労者を保護する法制を整備すること。

③希望する高齢者の就労環境を整えること。就労確保措置として業務委託契約など雇用契約以外の契約方式を促しているかのごとき高年齢者雇用安定法を改めること。

④安心して働き続けられる労働者保護ルールを堅持・強化するため、過労死ゼロ、ブラック企業根絶のため、法令を整備し効果的に執行すること。

⑤あらゆるハラスメントを根絶する法制を整備すること。

⑥低所得高齢単身女性を生み出している主要な原因の一つである雇用における男女の不平等をなくすため、速やかに法的措置を講じ、体系的・計画的施策を進めること。

## (2) 子育ての社会化・次世代育成支援策の充実

必要な財源を確保したうえで、良質な保育・幼児教育など子ども・子育て支援策を充実すること。それを支える保育・教育の人材を育成・確保・適正配置し、待遇を改善すること。

## 4. 年金保険制度の維持・改善

### (1) マクロ経済スライド調整の在り方

マクロ経済スライド制度による年金額調整の在り方について、現受給者の年金を守るとともに将来の年金受給世代が貧困に陥らない年金額水準を確保できることを重視して、退職者連合と誠実に協議すること。

また、基礎年金はマクロ経済スライドの対象外とすること。

### (2) 短時間労働者の被用者年金保険加入拡大

①短時間労働者の被用者年金保険加入を速やかにかつ抜本的に拡大すること。少なくとも企業規模要件は即時全面廃止すること。

②とりわけ、就職氷河期に遭遇しやむなく短時間労働に従事してきた団塊ジュニア世代の老後の貧困を防止するために、緊急に加入拡大対策を講ずること。

### (3) 基礎年金保険料拠出期間延長

基礎年金保険料の拠出期間を現在の40年から45年に延長すること。

### (4) 公的年金保険積立金の適正な管理・運用

①公的年金保険積立金は、専ら被保険者の利益のために長期的視点で運用し、「官製相場」のために用いないこと。

運用収益目標（スプレッド）を達成するため経営委員会の機能を高めること。

#### ②責任投資の推進

株式運用投資では、CO<sub>2</sub>増加により続発する異常気象災害防止の視点からも「責任投資」の署名団体としてさらにこれを推進すること。

## 5. 地域包括ケアネットワークの確立

### (1) 選択可能な統合された医療・介護ケアネットワークの確立

利用者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、切れ目がない医療・介護のネットワークを確立すること。地方自治体・事業者・市民の透明性を持った協議により合意形成を図り、推進すること。

## (2) 健康増進・予防施策の充実

高齢者が健康で快適に生活できるよう「食事・運動・自律的生活・社会との交わり」等を基軸に、嗜好品依存防止を含めて医療・介護が連携した健康増進・予防施策を充実すること。

その推進にあたっては、環境整備を軸に、目安・情報の提供による個人の自律的選択を基本とし、受動喫煙防止等の例外を除き基準・要件による賞罰、強制・統制を持ち込まないこと。

## (3) サービス提供体制の整備

街づくりと一体で、入院・通院、入所・通所、訪問の最適形態で、診療・看護・リハビリテーション・介護のサービスを提供する基盤を整備し、サービス提供者の連携を実現すること。

## (4) 人材の育成・確保と待遇の改善

地域包括ケアネットワーク確立のために医療・介護・リハビリの人材を育成・確保・適正配置し、待遇を改善すること、そのための財政基盤を整備すること。

## (5) 地域共生社会に向けた包括的支援

「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働」の実施に当たっては、地域間格差を最小限にするとともに、従前施策の財源を圧迫しないよう財源措置をすること。

# 6. 医療制度について

## (1) 公的皆保険の堅持

公的皆保険を堅持し、「混合診療」を拡大しないこと。

## (2) 医療提供体制の整備

将来予測を踏まえて、人材・資源の適正配置など医療提供体制を合理的に整備すること。医療計画に基づく病床機能の分化・連携の推進は、医療費削減を主目的とせず、医療・介護連携をめざすこと。

## (3) 生活の質、人生最終段階の尊厳の尊重

クオリティオブライフ、クオリティオブデスを向上させること。とりわけ本人意思を尊重する延命措置回避の仕組み、在宅みどりを支える仕組みの整備を急ぐこと。

#### (4) 在宅医療基盤の整備・拡充

高齢者が地域・在宅で暮らし続けることを支える訪問診療・訪問看護などの医療基盤の整備・拡充を図ること。

#### (5) 高齢者医療制度における医療費負担2割基準化や資産等を算定基礎とした患者負担論の撤回

「高齢者医療制度発足時の根幹を崩す医療費負担2割基準化」「負担能力の判定根拠として不適切かつ不公平な金融資産を算定基礎とした患者負担」を実施しないこと。

#### (6) 国民健康保険制度改革の円滑な施行

財政運営主体の都道府県化をはじめとする国保制度改革について、被保険者の理解と納得を得て円滑に施行すること。

### 7. 介護保険制度について

#### (1) 介護の社会化と被介護者・介護者の権利保障

介護保険制度を名実ともに介護の社会化を実現する制度とすること。このため被介護者の権利保障とともに、家族介護支援事業を含め介護者に対する支援を体系的に整備すること。利用者・家族にとって不可欠な要介護1・2に対するサービスを地域支援事業に移行させないこと。

#### (2) 認知症対策基本法の制定と社会的損害制度の創設

- ① 認知症対策基本法・施策推進大綱・新オレンジプランを整備・更新し諸施策を確実に実施すること。
- ② 認知症患者及び家族が安心して暮らせる地域社会をつくるために、認知症施策と介護事業（支援）計画とを一体的に作り上げること。
- ③ 認知症高齢者による交通事故等の発生を防止する社会的な施策を整えるとともに、国として発生時に家族に過剰な責任を負わせない損害賠償制度を整備すること。

#### (3) 在宅生活支援サービス基盤の整備・拡充

高齢者が地域・在宅で暮らし続けるために、在宅生活を支えるサービス基盤の整備・拡充を図ること。

- ① 医療・介護連携、他機関連携を促進する拠点として、地域包括支援セ

ンターの機能を強化し、運営費及び職員体制を充実すること。保険者ごとに基幹的役割を果たす地域包括支援センターの設置を促進すること。

- ② 在宅生活の限界を高める（看護）小規模多機能型居宅介護などの介護報酬を改善し、高齢者の必要に柔軟に対応できる居住系サービス施設の拡充を図ること。
- ③ 訪問介護における「身体介護」と「生活援助」は密接不可分の関係で在宅高齢者の生活を支えている。連携を強化するサービス体系とすること。

#### （4）高齢者が安心して暮らせる居住の場の整備

- ① 特別養護老人ホームの整備・拡充を図るとともに、個室・ユニット型居室の整備等の居住環境の改善を図ること。多床室の入居者負担を増額しないこと。
- ② 低所得・要介護（要援護）高齢者が安心して暮らせる居住の場の一つとして養護老人ホームの機能と職員配置基準を改善し、量的な整備・拡充を図ること。
- ③ 貧困ビジネス化が危惧されている不安定で劣悪な居住型施設「未届有料老人ホーム」「無料低額宿泊施設」、「宿泊付デイサービス」や「長期ショートステイ」「サ高住」等について正確に設置・運営実態を調査し、運営の透明化と利用者むけの事業者選択情報を公表するなど利用者の権利擁護のための施策を実施すること。

#### （5）介護事業労働者の待遇改善

「介護離職ゼロ」を実現する前提として「介護職員離職ゼロ」のための待遇改善を実施すること。

全産業の平均を大きく下回る介護職員の賃金を改善するため、「介護職員待遇改善加算」「特定待遇改善加算」を増額するとともに、非正規・時給職員を含めて介護事業所で働くすべての労働者に改善が及ぶ仕組みとすること。とりわけ人材が不足している訪問介護従事者対策を急ぐこと。また、介護分野賃金ガイドラインを策定すること。

#### （6）国交付金の見直し

- ① 介護保険に関する国負担分の25%は全額を保険者に交付し、地域間調整に充てる調整交付金は別枠で財源措置すること。

② 保険者機能強化推進交付金（インセンティブ）を要介護認定や保険給付の意図的抑制に結び付けないこと。調整交付金とは別枠財源措置を堅持すること。

(7) 被保険者の加入拡大

介護保険の被保険者を医療保険加入者全体に拡大すること。

(8) 利用者負担を拡大しないこと

医療より長期にわたる介護保険利用の実態を踏まえ、利用者負担は原則1割を維持すること。3割、2割負担の所得基準は当事者の利用抑制を起さない水準とすること。また、負担能力の判定根拠として不適切かつ不公平な金融資産を持ち込まないこと。

(9) データ利活用

KDB（国保）、NDB（医療レセプト・特定健診）、VIST（リハ）、CHASE（高齢者・介護）などの諸データと介護データ間の利活用は厳格な個人情報保護が担保されない限り対象としないこと。

(10) 企画・運営への高齢者団体の参画推進

介護保険の制度検討や事業計画の策定、その執行にあたっては、被保険者の代表が参画し決定する体制を確立すること。

## 8. 貧困・低所得者対策について

(1) 生活保護基準を切り下げないこと

生活保護基準は憲法第25条に基づく健康で文化的な生活を保障するに足るものとし、受給者の生活を直撃する再切り下げはしないこと。

(2) 自立支援法の実効ある運用

生活困窮者自立支援法にもとづき、当事者の権利保障のため自治体と協力して、確実に実効ある事業を実施すること。

(3) 低所得高齢単身女性要求実現

別途提出する低所得高齢単身女性に関する要求を実現すること。

(4) 積雪・寒冷地で生活する低所得高齢者に対する除雪・暖房給付積雪・寒冷地で生活する低所得高齢者に対し、除雪・暖房を保障する給付を設

けること。

## 9. 地域公共交通の充実について

交通政策基本法の趣旨を踏まえ、高齢者や障害者の生活に必要な移動手段確保を社会保障の一環に位置付け、鉄道を含む地域公共交通体系を充実・整備すること。

### (1) 国・自治体が一体となった取り組みを進めること

交通政策基本計画に基づき、実質的な移動権の保障のため実効性のある施策を確立し、国・自治体が一体となって積極的に取り組むこと。このため、交通従事者代表（労働組合）の意見を十分聴くなど、現場の実態に即した具体策を策定し、まちづくりと一体となった地域公共交通活性化・再生整備施策を推進すること。あわせてそのための所要の財源を確保すること。

### (2) 交通事業者に対する安全対策の徹底

貸切りツアーバス等の重大事故により公共交通の重要な使命である安全・安心が揺らいでいる。交通事業者に対する監査体制や指導の強化など安全対策の徹底をはかるとともに、この間の交通分野の規制緩和が安全に与えた影響について検証すること。また、過労運転防止策の確立、法令違反に対する罰則規定の強化など、事故の根絶と安全輸送体制確立にむけた抜本的な方策を構ずること。

### (3) 運転免許証返納者の移動手段確保

事故防止の観点から運転免許証を返納した者が、社会生活に困難をきたすことのないよう、代わるべき移動手段を整えること。

## 10. 審議会等への参画推進

当事者主権、社会保障制度の民主的運営のため、退職者連合の推薦する者を社会保障審議会等の委員に選任すること。

## 11. 税制について

### (1) 個人所得税

①所得税の所得再分配機能を強化すること。このため金融所得と勤労所得を一体のものとして総合課税にすること。総合課税が実現するまでの間金融所得の税率を引き上げること。

②人的控除は所得控除から税額控除に転換すること。

- ③年金課税について、年金生活者の生活保障を大前提に、社会化された扶養であるという年金の社会的性格および応能負担原則を踏まえた一貫性ある税制とすること。
- ④請負名目のギグ労働について、給与所得に準ずる控除を検討すること。

## (2) 法人税

- ①国際協力により法人税引き下げ競争に終止符を打ち、企業が社会的責任を果たす税率とすること。
- ②法人も東日本大震災復興に責任を持つため、復興特別法人税を復元すること。
- ③デジタル化、国際化に伴い多発している租税回避を防止する税制を整備し、公正に課税すること。

## (3) 消費税

- ①将来世代に過大な負担を強要する財政運営を改め、社会保障の機能強化に要する安定財源として、所得税・法人税との適切な分担のもと消費税率を改定すること。
- ②消費税にかかる低所得階層対策は、軽減税率導入案を撤回し最低限の基礎的消費にかかる消費税負担分を給付する「消費税還付制度」または「給付付き税額控除」を導入すること。

## (4) 国際連帯税

「国際観光旅客税」は、類似税を徴収している仏・韓などの多くの先行国と同じように、途上国の貧困・疾病・災害対策等に充てる「国際連帯税」への転換を検討すること。また、独・仏など11か国が同目的で導入を予定している金融取引税（F T T）の導入について検討すること。

## (5) 地方税

居住自治体納税の原則を崩す「ふるさと納税」を廃止し、所得税の寄付金控除を適正に整備すること。

## (6) タックス・ヘイブン

パナマ文書及びパラダイス文書で明らかになったタックス・ヘイブンの内実を明らかにするとともに、国際協力のもと課税逃れを許さないルール作りを進めること。

## 12. エネルギー政策について

### (1) 原発事故の早期完全処理と原因の究明・情報開示推進

汚染水対策を含め福島原発事故の早期収束を図り、事故原因の徹底検証と情報開示を進めること。

### (2) 原子力エネルギーに依存しない社会の実現

原子力エネルギーに代わるエネルギー源の確保、再生可能エネルギーの積極推進および省エネの推進を前提として、最終的には原子力エネルギーに依存しない社会を目指すこと。

## 13. カジノ賭博合法化法の廃止について

「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」及び「特定複合観光施設区域整備法」のうち、市民の生活破壊および反社会的勢力による施設内外の支配をもたらす賭博の公認・推進に係る条項を廃止すること。

## 14. 不招請勧誘・販売に対する規制強化について

高齢者や初期認知症患者などに、特に被害をもたらしている不招請勧誘・販売に対する法的規制を強化すること。そのため、特定商取引法に「事前拒否者への勧誘禁止」を明記すること。

## 15. 「悪質クレーム」について

流通やサービス産業、公共サービスなどの分野で頻発している従事者の人権を侵す悪質クレームの実態を把握し、防止するための制度・施策を整備すること。

以上

# 2020年度

## 低所得高齢単身女性問題に関する政策・制度要求

1. 安心して暮らせる居住の場を確保すること
  - (1) 国・地方自治体は、住宅セーフティネット法の主旨に則り、全自治体で家賃補助・居住支援制度の充実を含め、住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の登録を増やすこと。
  - (2) 国・地方自治体は住宅セーフティネット制度の実施状況を分析すること。また、この制度を強く期待する方々に周知徹底を図ること。
  - (3) 国・地方自治体は、居住の継続が困難である低所得高齢単身女性に対し、優先的に公営住宅等への入居・転居を可能にすること。また、保証人規定を廃止し単身者向け住宅を積極的に増やすこと。
  - (4) 国・地方自治体は、入居時の「身元保証人」や「身元引き受け人」など家族にかわって、必要な手助けを行う支援事業を推進すること。
  - (5) 低所得高齢者が安心して暮らせるよう地域包括支援センターの充実強化を図ること。
2. 安心して身元保証等高齢者サポートサービスを利用できるようにすること
  - (1) 一人暮らしの高齢者を対象とした身元保証や日常生活支援、死後事務等に関する「身元保証等高齢者サポート事業」に係わる悪質業者による消費者被害を防止すること。
  - (2) 指導監督に当たる行政機関を明確にすること。
  - (3) 事業者の実態把握及び利用者からの苦情相談内容を把握すること。
  - (4) 消費者が安心して身元保証等高齢者サポートサービスを利用できるよう情報提供すること。
3. 安心して病院・福祉施設等に入院・入所できるようにすること
  - (1) 身元保証人等がないことのみを理由に、医療機関において入院を拒否す

ることのないよう各病院・福祉施設に徹底すること。

(2) 病院・福祉施設等が身元保証人等に求める役割等の実態を把握すること。

#### 4. 認知症患者及び家族が安心して暮らせる生活支援を推進すること

(1) 新オレンジプランにもとづき、すべての自治体で認知症初期集中支援チームならびに認知症地域支援推進員の設置を図ること。

(2) 認知症の認定申請の手続きの簡素化を図ること。

(3) 認知症の患者や家族を支援するための「認知症サポーター」の拡大をはかること。

(4) 認知症高齢者に起因する事故等について、取り組みの進んでいる自治体に学び、家族に過剰な賠償責任を負わせない方策を検討すること。

(5) 認知症等により、物事を判断する能力を失った人の生活と、財産を保護する成年後見制度について、相談窓口の開設を行い制度の周知や利用者の視点に立った手続きの簡素化等改善すること。

#### 5. 生活困窮者自立支援法の実効性を高めること

相談窓口の充実をはかり、高齢者の自立支援、就労支援など自立できるようサポート体制を強化すること。さらに、自立支援に向けて、地域に互助の関係づくりや参加など地域との関係づくりを支援すること。

#### 6. ひとり親への税負担の軽減を図ること

ひとり親の子供たちを貧困から守るため、未婚のひとり親世帯への税負担の軽減を図ること。

#### 7. 社会的孤立や孤独死の防止対策すること

国・地方自治体は、高齢者の社会的孤立や孤独死を防止するため、地域社会におけるきめ細かな見守りや支えあいの体制整備を急ぐこと。その場合、地域包括ケアセンターや民生委員、町内会、自治会等をはじめ、ライフライン事業者（電気・ガス・水道等）民間事業者（郵便配達、新聞配達、宅配ドライバー等）などとの連携による効果的なネットワークを構築すること。

#### 8. 被介護者だけでなく、介護者も支える社会的な取り組みをすすめること

## **9. 高齢者の消費者被害防止を図ること**

高齢者の消費者被害の防止に向けて情報の収集や提供、被害の相談、啓発や教育など消費者基本法にもとづき、消費者行政の推進、関係機関の連携強化を図ること。

## **10. 移動困難者の対策を図ること**

国・地方自治体は、交通政策基本計画にもとづき、買い物や通院など日常生活における移動困難者に対し、地域の特性を考慮した適切な移動手段を確保すること。また、高齢運転者の特性を踏まえた対策を推進すること。

以 上